

枚方市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 30 日

枚 方 市

監 査 委 員	勝 山 武 彦
監 査 委 員	大 西 正 人
監 査 委 員	岩 本 優 祐
監 査 委 員	山 口 勤

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市教育委員会教育長 奈良 渉

平成 29 年 3 月 27 日付け教管給第 77 号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日

平成 29 年 3 月 27 日

3. 監査の結果に関する報告

平成 28 年 12 月 27 日付け枚監査第 213 号

「定期監査等の結果について」

4. 講じた措置の内容

(1) 対象部局名及び指摘事項

《管理部 学校給食課》

○学校給食調理場の管理運営について

第一学校給食共同調理場では、共同調理場敷地の一部を調理業務委託受注者に従業員用駐車場として使用させていた。仕様書等では従業員用駐車場の提供はできないとしているが、契約締結後の仕様書等の変更に係る書面は作成されておらず、行政財産の目的外使用許可も行われていなかった。

今後は、条例及び規則等に基づき適正に事務を執行するよう指摘する。

(2) 措置内容

平成 29 年 1 月 4 日、本市及び調理業務受託事業者と通勤用自動車の駐車について覚書を交わし、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び枚方市公有財産等の管理に関する規則第 56 条の 2 に基づき行政財産の使用許可を行った。

また、本件使用許可に当たり、枚方市行政財産使用料条例に基づき使用料を徴収した。